令和８年（フ）第１１２号
佐賀県西松浦郡有田町泉山二丁目７番12号
債務者　金ヶ江萌絵実（旧姓古賀）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第２５５号
長崎県長崎市星取１丁目７番15号
債務者　齋藤　紹未（旧姓三浦）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８８号
長崎県長崎市鳴滝１丁目18番18号　コーポ松山101号室、旧住所長崎県大村市原口町812番地
債務者　松本　一馬
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０７７号
京都市南区吉祥院中河原里北町１番地　ベラジオレガシー葛野大路八条414
債務者　松尾　隆誠
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１４１号
京都市南区東九条柳下町17番地　コーポ10２Ｂ号室
債務者　中辻　太志
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２２３号
京都市右京区梅津後藤町15番地37
債務者　藤田　敦子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２６５号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字下新庄４番地２　レオパレス下狛202号
債務者　奥田　智昭
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０２４号
広島市東区戸坂山根１丁目２番８―303号
債務者　吉田　久美（旧姓貞丸）
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０３５号
広島市安佐南区緑井８丁目２番８―301号
債務者　北森　正幸
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７９号
熊本市北区鹿子木町132番地１　市営住宅鹿子木団地　４棟―201
債務者　山口美恵子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３６５号
熊本県宇城市小川町河江52番地９　ビレッジハウス小川２号棟204号室
債務者　今田　　功
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４９５号
熊本市中央区練兵町61番地２　ラ・シック練兵町703、転入前住所東京都豊島区上池袋３丁目32番18号　カルド池袋Ｒ　703号
債務者　菊池　藍綺
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５３５号
熊本県合志市須屋664番地17
債務者　五嶋　幸次
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１０１９号
広島市安佐南区大町東１丁目17番11―306号
債務者　繁田　隆治
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０２３号
広島県廿日市市峠90番地53
債務者　松岡久美子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０３８号
広島市安佐北区口田４丁目19番５―305号
債務者　西谷ツユミ
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７３０号
千葉県柏市北柏２丁目12番地10　ヤマサイコーポ５号棟103号
債務者　伴野　惠子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７８５号
東京都江東区東砂１丁目３番９号
債務者　目黒かほる
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部